

児童扶養手当と未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

■相談・問い合わせ先 こども福祉課 ☎(32)8903

イベント

お知らせ

募集

就職

相談

児童扶養手当

離婚・死亡・遺棄などの理由で父または母と生計を同じくしていない児童に支給する手当です。

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進することを目的としています。

手続の際は、必ず事前にご相談ください。認定請求の際に戸籍謄本等の添付書類を提出してください。

■手当の支給月額（平成31年4月分から）

対象児童数	全部支給	一部支給 (所得に応じて決定)
1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人目の加算額	10,140円	10,130円～5,070円
3人目以降の加算額	6,080円	6,070円～3,040円

■手当を受けられる人は？

国内に住所があり、児童（18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童）を監護している父、母、または、父もしくは母に代わって児童を養育している方です。

■手当の対象となる場合

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父母が婚姻しないで生まれた児童
- ・父母ともに不明である児童

■手当の対象とならない場合

次の項目以外にも支給されない場合がありますので、必ず事前にご相談ください。

- ・児童が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき
- ・父または母が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき

■所得による支給制限

受給資格者または同居の扶養義務者（受給資格者の父母・祖父母・子・兄弟等）の前年の所得が一定の限度額以上である場合は、所得制限によりその年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部または全部の支給が停止されます。

児童扶養手当の年度更新は8月のため、新たに所得限度額以下になる場合は、7月中に新規の認定請求書を提出し、審査のうえ認定されれば8月分から支給されます。

■公的年金との併給について

公的年金給付・遺族補償等の額が児童扶養手当の額を下回るときは、申請をすることにより差額分の児童扶養手当が支給されます。ただし、公的年金給付・遺族補償等の額が児童扶養手当の額を上回るときは、児童扶養手当が全部停止となります。

なお、児童扶養手当の支給月額は、毎年消費者物価指数に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。



未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、臨時・特別の措置として給付金を支給します。

給付額は17,500円で原則として令和2年1月の支払日に指定口座に入金されます。

対象と思われる方には市役所から手続のための書類が届きますので、期限内に手続きをしてください。

■支給対象者

次のすべてを満たす方

- ・令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ・基準日において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- ・基準日において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

※基準日は令和元年10月31日です。



「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺にご注意ください

自宅や職場などに県や市町村、厚生労働省の職員などをかたった不審な電話や郵便があった場合には、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110）、にご連絡ください。